様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

2025 年 6 月 ２３ 日

福井県知事　殿

提出者

住所　〒460-0002
愛知県名古屋市中区丸の内一丁目８番20号

氏名　株式会社 安藤・間 名古屋支店
執行役員支店長　石田 主税

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 052-211-4151

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第９項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 安藤・間 名古屋支店 吉野瀬川ダム作業所 他
事業場の所在地	福井県越前市広瀬町地内 他
計画期間	令和 ７年 ４月 １日 ～ 令和 ８年 ３月 ３１日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	Ｄ０６ 総合工事業
②事業の規模	１，３６３，９７３千円 （福井県内 元請完成工事高：令和６年度実績）
③従業員数	２３０名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	（当社は産廃処理全量を処理業者に委託している） ◎がれき類→再生処理業者に委託して再生砕石として再資源化 ◎木　く　ず→再生処理業者に委託してチップとして再資源化 ◎汚　　泥→中間処理業者に委託して、脱水・乾燥後、再資源化及び埋立処分 ◎廃プラスチック→再生処理業者に委託して燃料等、再資源化

（日本産業規格　Ａ列４番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

添付資料（別紙－１）を参照のこと。

※添付資料：当社の『建設副産物管理要領（第１２版）』より抜粋

表－１　建設副産物に関する管理組織及び役割

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

産業廃棄物の種類	別紙－２　参照	
排出量	3,743.84　t	t

（これまでに実施した取組）

・工法の変更、改善により排出量を抑制。
・包装材の簡素化を行う。
・排出抑制目標を達成し、リサイクル化を推進している。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	別紙－２　参照	
排出量	3,557.00　t	t

（今後実施する予定の取組）

建設業であるため、受注した工事の種類によって排出量は大きく変わってくるが、継続して発生抑制と分別活動の強化により排出量抑制に努める。
・工法の変更、改善により排出量を抑制する。
・包装材の簡素化を行う。
・排出抑制目標を設定し、リサイクル化を推進する。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
・作業所において、分別可能なものは出来る限り分別する事で発生量を抑制する。
・混合廃棄物排出量を削減するよう毎年目標を設定し、分別に努める

②計画

（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
・作業所における建設廃棄物の分別を徹底する。
・混合廃棄物排出量を削減するよう目標を設定し、前年度以上の分別に努める。

<table>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">①現状</td><td colspan="3">【前年度（令和６年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>無し（別紙－２参照）</td><td></td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行った産業廃棄物の量</td><td>0 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）

当社は産廃処理全量を処理業者に委託している為、自ら取り組む事項は特にない</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>無し（別紙－２参照）</td><td></td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行う産業廃棄物の量</td><td>0 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）

当社は産廃処理全量を処理業者に委託している為、自ら取り組む事項は特にない</td></tr>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="5">①現状</td><td colspan="3">【前年度（令和６年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>無し（別紙－２参照）</td><td></td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行った産業廃棄物の量</td><td>0 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量</td><td>0 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）

当社は産廃処理全量を処理業者に委託している為、自ら取り組む事項は特にない</td></tr>
<tr><td rowspan="5">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>無し（別紙－２参照）</td><td></td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行う産業廃棄物の量</td><td>0 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量</td><td>0 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）

当社は産廃処理全量を処理業者に委託している為、自ら取り組む事項は特にない</td></tr>
</table>

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

産業廃棄物の種類	無し（別紙－２参照）	
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t

（これまでに実施した取組）

当社は産廃処理全量を処理業者に委託している為、自ら取り組む事項は特にない

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	無し（別紙－２参照）	
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t

（今後実施する予定の取組）

当社は産廃処理全量を処理業者に委託している為、自ら取り組む事項は特にない

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

産業廃棄物の種類	別紙－２ 参照	
全処理委託量	3,743.84 t	t
優良認定処理業者への処理委託量	1,709.98 t	t
再生利用業者への処理委託量	1,956.19 t	t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t

（これまでに実施した取組）

・出来る限り、再資源化率の高い産業廃棄物中間処理業者に処理を委託し、最終処分率を低減するよう努めた。

・定期的に委託先業者（収集運搬・処理業者）の実地確認を行う。

<table>
<tr><td rowspan="8"></td><td rowspan="8">②計画</td><td colspan="4">【目標】</td></tr>
<tr><td colspan="2">産業廃棄物の種類</td><td>別紙－２ 参照</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">全処理委託量</td><td>3,557.00 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への
処 理 委 託 量</td><td>1,625.00 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への
処 理 委 託 量</td><td>1,858.80 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への
処 理 委 託 量</td><td>0 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の
熱回収を行う業者への
処 理 委 託 量</td><td>0 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="4">（今後実施する予定の取組）

・出来る限り、再資源化率の高い産業廃棄物中間処理業者に処理を委託し、最終処分率を低減する。

・定期的に委託先業者（収集運搬・処分業者）の実地確認を行い、適正な処理、運用が行われているかを確認する。

・産業廃棄物の処理を委託しやすい環境を整備している【優良認定処理業者】を選定するようにする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

備考

１　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

５　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の11第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

６　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

７　※欄は記入しないこと。

3.　管理組織及び役割

(1)　本要領における建設副産物に関する管理組織及び役割を表－１に示す。

(2)　作業所長は、作業所環境管理責任者と産業廃棄物管理責任者として役割と責任を有する。また、作業所内に建設副産物管理担当者を選任する。建設副産物に関する役割・責任は作業所の組織図に明示し、関係者に周知する。

(3)　土木部長・建築部長は、特別管理産業廃棄物を排出する作業所にあっては、環境省令で定める資格を有する者（表－15参照）を特別管理産業廃棄物管理責任者として配置する。なお、施工計画書の組織図に「特別管理産業廃棄物管理責任者」を明記することにより、任命記録の発行に代えることができる。

表－１　建設副産物に関する管理組織及び役割

組織	名　称	役　　割
本社	安全衛生品質委員会・環境戦略委員会委員長	・　安全衛生品質委員会・環境戦略委員会を開催し、全社方針及び目的・目標を策定し、その推進及び実施結果の評価、見直しを行う。
	建設本部長	・　土木・建築分野の方針及び目的・目標を策定し、これを推進する。また、各事業における実施結果と処理実績を取りまとめ、安全品質環境本部長へ報告する。
	安全品質環境本部長	・　建設副産物の統括窓口として、発生抑制、再生利用及び適正処理の推進を図る。 ・　全社としての実施結果と処理実績を取りまとめる。
	建設監理部長	・　建設副産物処理に関する支店及び作業所の指導、支援を行う。 ・　土木・建築事業の実施結果と処理実績の集計・分析を行う。
	品質環境部長	・　建設副産物関連情報の収集に務め、的確な情報を関係部門に提供する。 ・　環境管理システムを管理・運用する。 ・　全社としての実施結果と処理実績の集計・分析を行う。
	研究開発推進部長	・　技術研究所における建設副産物の発生の抑制、再生利用の促進及び適正処理の徹底を図る。（業務内容は作業所長に準ずる）
支店	支店長	・　支店の分野方針及び目的・目標を策定し、その推進及び実施結果と処理実績の評価、見直しを行い、建設本部長に報告する。

組織	名　称	役　　割
	土木部長 建築部長	・　建設副産物に関する以下の業務を行う。 ①　建設副産物処理計画の作成、処理業者の選定等において、作業所を指導・支援する。 ②　電子マニフェストの運用に当り、現場情報、業者の基本情報、及び運搬経路を登録する。 ③　廃棄物処理の委託契約を公印管理規定に基づく公印にて締結(※1)する。 ④　建設副産物関連法規等の情報を作業所に周知する。 ⑤　作業所の実施結果と処理実績を集計・分析する。 ⑥　石綿事前調査結果報告が必要な場合は、石綿事前調査結果報告システムにより報告する。
	安全環境部長	・　建設副産物に関する以下の業務を行う。 ①　関係法令等で定められている計画、届出及び報告書について、作業所の処理実績を集計し、関係行政機関に提出を行なう。（表－５参照） ②　廃棄物処理の委託契約を確認・指導する。 ③　電子マニフェストの運用に当り、業者の基本情報を確認する。 ④　建設副産物関連法規等の情報を工事部門に周知すると共に、処理に関する教育・指導を行う。
	作業所長 （作業所環境管理責任者） （産業廃棄物管理責任者）	・　建設副産物の発生の抑制、再生利用の促進及び適正処理の徹底を図るために以下の業務を行う。 ①　作業所の建設副産物処理計画を作成する。 ②　処理業者の調査・選定を行う。（必要書類及び現地の確認） ③　関係法令等で定められている作業所に関する計画、届出及び報告書を作成し、関係行政機関に提出する。（表－５参照） ④　作業所内に環境管理組織を編成すると共に、建設副産物管理担当者を決めて、日常管理を確実に行わせる。 ⑤　社員及び協力会社の作業員等の教育・指導を行う。 ⑥　建設系廃棄物マニフェストの交付・管理、処理状況の確認を行う。 ⑦　実施結果と処理実績を入力・集計し、工事部門へ報告する。

（※１）建設廃棄物処理委託契約の締結は、土木部長、建築部長又は、その上位者が行う

別紙-2

福井県

令和　7　年度産業廃棄物処理計画書（産業廃棄物の実績及び計画の量）

単位:t

実績:前年度産業廃棄物排出量

計画:当年度産業廃棄物排出量の目標値

産業廃棄物の種類	総排出量		自ら再生利用を行った（行う）量		自ら行う中間処理				自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量		処理の委託									
					自ら熱回収を行った（行う）量		自ら中間処理により減量した（する）量				全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	自ら直接再生利用した量等を含めた事業場における産業廃棄物の合計量		自ら直接再生利用する量と自ら中間処理を行った後に再生利用する量				中間処理前の量から中間処理後の量を引いた量		自ら直接埋立・海洋投入処分する量と自ら中間処理した後に自ら埋立・海洋投入処分する量		自社内で処理を行わず直接委託した量と自ら中間処理した残さ量のうち処理業者に委託して処理する量		優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の11第２号に該当する者）		中間処理後、有効利用されている場合の委託量（委託先から別の業者に売却等される場合を含む。）		認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）		認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量	
	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画
がれき類(コンクリートがら)	1,709.98	1,625.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1,709.98	1,625.00	1709.98	1,625.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
がれき類(アスファルトがら)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
その他がれき類	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
廃プラスチック類	14.60	14.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	14.60	14.00	0.00	0.00	14.60	14.00	0.00	0.00	0.00	0.00
金属くず	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
混合廃棄物（安定型のみ）	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
石綿含有（がれき類）	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
石綿含有（廃プラ）	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
汚泥	1,912.40	1,817.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1,912.40	1,817.00	0.00	0.00	1,912.40	1,817.00	0.00	0.00	0.00	0.00
紙くず	7.20	7.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	7.20	7.00	0.00	0.00	7.20	7.00	0.00	0.00	0.00	0.00
木くず（木製資材）	61.00	58.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	61.00	58.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
木くず（伐木材・除根材）	15.00	14.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00	14.00	0.00	0.00	15.00	14.00	0.00	0.00	0.00	0.00
繊維くず	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
廃石膏ボード	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
混合廃棄物（管理型含む）	23.66	22.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	23.66	22.00	0.00	0.00	6.99	6.80	0.00	0.00	0.00	0.00
廃油	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
廃酸	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
廃蛍光灯	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
燃え殻	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合　計	**3,743.84**	**3,557.00**	**0.00**	**0.00**	**0.00**	**0.00**	**0.00**	**0.00**	**0.00**	**0.00**	**3,743.84**	**3,557.00**	**1,709.98**	**1,625.00**	**1,956.19**	**1,858.80**	**0.00**	**0.00**	**0.00**	**0.00**

※　総排出量＝自ら再生利用を行った（行う）量＋自ら中間処理により減量した（する）量＋自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量＋全処理委託量

【記載方法】

・各産業廃棄物の種類ごとに該当の箇所の左に前年度の実績（現状）を右に本年度の目標（計画）の産業廃棄物の量を記載してください。

・「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入し、右欄にそれぞれの内訳を記載してください。

・「自ら再生利用を行った（行う）量」の欄は、自ら直接再生利用した量と自ら中間処理した後再生利用した量を記載してください。

・「自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量」は、自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量と自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分をした量を記載してください。